



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2003.2.26 No 26 - 40

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail: office@alpajapan.org

「加齢乗員」に関する日乗連見解の確立に向けて

シリーズ：その1

「加齢乗員」に関する見解(案)

「60歳以上の免許所有者の権利の制限」の提起

< 「加齢乗員」に関する日乗連見解の確立を目指します >

日本国内では現在、日本航空や日本エアコミューター航空、日本貨物航空には所謂「加齢乗員」が在籍しており、特にスカイマークエアラインズ、北海道国際航空やスカイネットアジア航空といった新規航空会社は、一時的に機長を確保する観点から「外国人乗員」の採用とともに「加齢乗員」の採用を実施しています。また、コミューター航空においても「加齢乗員」が運航を維持する上で不可欠な存在となっている面があります。一方で、「加齢乗員制度」は乗員の昇格に影響を与えており、乗員の職場秩序にも大きな問題を投げかけています。

日乗連は1996年9月の「加齢乗員(60歳以上の乗員)制度」発足当時から、この制度について積極的に議論を行ってきましたが、この制度導入について正面から反対という結論を持つに至りませんでした。また、2001年のIFALPA ジャマイカ総会で、乗員の年齢制限に関するポリシーが採択された時にも、日乗連はIFALPA ポリシーに反対を表明したものの、今回の提案に至るまで日乗連は「加齢乗員」に関する具体的な見解を持ち得ていませんでした。

大型機による航空機輸送が始まった1970年代の航空産業の拡大に伴う乗員の年齢構成上の問題(2007年以降に予測される乗員の大量退職)と、こうした乗員計画上の問題と事業計画のミスマッチから、必然的に、且つ世界的な規模で「加齢乗員」は今後の運航体制の維持に不可欠な存在となってきます。航空各社からは既に、現在63歳までという航空機乗務員の年齢制限を65歳まで延長を望む声が出されており、航空局が「加齢乗員」の年齢制限拡大を今春以降にも認可する方向であるといわれています。このように、日本の航空界で「加齢乗員」の拡大は確実であり、日乗連として「加齢乗員」に関する何らかの見解を持つことが不可欠な情勢となっています。

< 定年後の生活設計は年齢を超えた乗員全体の問題 >

加えて、年金制度の体系が改正され今後65歳以降の支給へと徐々に支給年齢が繰り上げられます。しかも、この支給年齢繰り上げに対する緩和措置も徐々に切り下げられていくため、ほとんどの乗員は、60歳以降収入が激減するという問題に直面します。最終的にS36年4月2日以降に生まれた乗員(現在39~40歳)には、65歳になるまで一切の公的年金が支給されなくなることから、年金の問題は若い乗員にとって定年後の生活設計という点でより切実な問題となっています。

その一方で、S46年に高齢者雇用安定法が制定され、高齢者の生活を守るために高齢者の雇用を促進する法律を国が定めています。近年にはこの法律に関してわが国の急激な少子高齢化を背景に改正が繰り返さされており、最近の改正では定年を定める場合60歳を下回る事が出来ないことを義務化したり、再雇用制度の努力義務を経営者に課したりする等、労働者の側からみても内容の充実が見られます。このように雇用(勤務)延長に関しては会社も動かしやすい状況



にあります。

< 「加齢乗員」に適切な規制を設けて、航空の安全と健全な発展に貢献する >

今回の見解(案)を検討する段階では、「加齢乗員」に賛成か反対かという側面からの論議を極力排除しました。冒頭に述べた「加齢乗員」に関する現状や問題点を踏まえ、日乗連は「加齢乗務員制度」に何らかの規制を設けることによって、民間航空の健全で安全な発展を築くことに焦点を置いて、ICAO や各国の規定を調査して世界に通用する見解(案)の策定を目指します。

「加齢乗員」の問題は当事者や定年を間近に控えた乗員、またはこれを受け入れる側の乗員の問題として捉えるのではなく、航空の安全と健全な乗員計画の策定、また、ゆとりのある定年後の生活設計という全ての乗員に係る問題として、見解(案)作りにあたることが求められています。

< 皆さんの意見を集約して、日乗連の見解を確立します >

日乗連では今後、各組合の議論をまとめて、「加齢乗員」に関する見解を定める予定です。今回提案する見解(案)はその議論の前提となるものです。今後の議論の中で当然皆様の意見も反映されますし、見解(案)の修正も可能です。また、一度決まったからと言って永久に変えないというものでもありません。情勢で補足したように、今後、加齢乗員制度が65歳まで延長されるような場合に、何の行動も指針も示せないと言う事態は回避しなくてはなりませんし、情勢の変化に伴って見解を変更する必要性が生ずる事態もありうると認識しています。

これから日乗連が提起する「加齢乗員」に関する見解(案)を、解説を加えながらシリーズでお知らせしますので、皆様の意見をお寄せください。